

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

07
2025

あまりにも暑い日が続くので・・・季節感が変わってきているのを実感します。7月は参議院議員選挙も行われます。安全保障、関税交渉はじめ、日本を取り巻く環境が、かつてない程に緊張の度合いを増しているのも実感します。海の日もある7月。海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う月になりたいと思っています。



大学生年代の親族に新しい呼び名が登場「特定親族」

- ◆令和7年から開始！ 超富裕層への課税強化「ミニマムタックス」
- ◆育児休業中の社会保険料 どの月が免除になる？
- ◆前年度を上回る賃上げを行う企業の割合

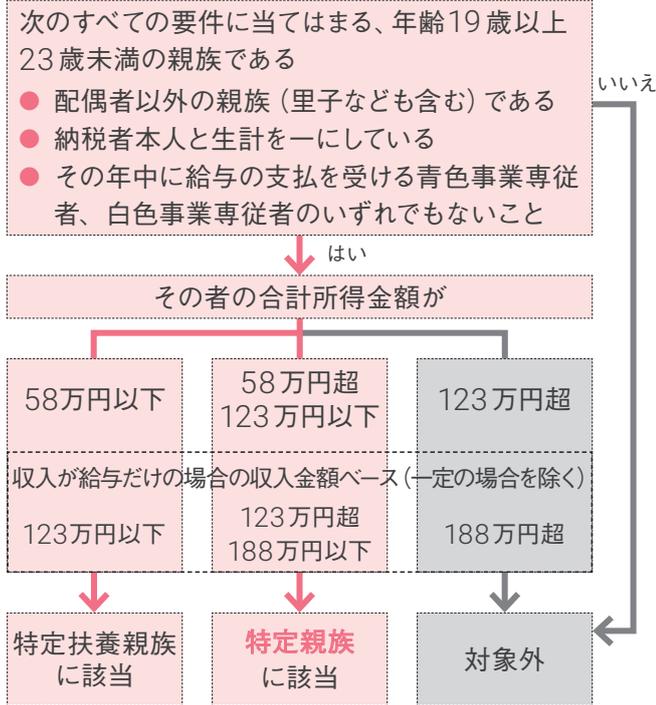
大学生年代の親族に 新しい呼び名が登場「特定親族」

大学生アルバイトの就業調整に対応するために、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」を設け特別控除を創設しました。所得税は令和7年分、住民税は令和8年度分からの適用です。

年齢19歳以上23歳未満の親族の判定

原則、その年12月31日の現況で、年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合には、令和7年度税制改正により、次のフローチャートで控除の対象となる親族かどうかを確認することとなります。

● 年齢19歳以上23歳未満の親族の判定



上記のとおり、特定扶養親族の所得要件が10万円引き上げられた他、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、新たに設けられた「特定親族」に該当します。

控除額

納税者が特定扶養親族または特定親族に該当する親族を有する場合には、それぞれ次の控除が受けられます。

● 特定扶養親族（1人につき）

扶養控除として、次の控除額

控除額	
所得税	住民税
63万円	45万円

● 特定親族（1人につき）

特定親族特別控除として、特定親族の合計所得金額に応じた次の控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)*	控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

(※) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

参考：国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」他

令和7年から開始！ 超富裕層への課税強化「ミニмумタックス」

令和7年分の所得税から、いわゆる「超富裕層」とされる方へ課税が強化される「ミニмумタックス」が導入されました。対象者は少ないと予想されるものの、自身が気づかないうちに対象となる可能性も考えられます。概要について確認しましょう。

ご存じですか 1億円の壁

所得税の税率は、納税者がその支払能力に応じて公平に税を負担するように、一般的に所得が多くなるに従い段階的に高くなる、いわゆる「超過累進税率」を採用しています。現在の税率は、5%から45%までの7段階の区分です。

ただし、株式や土地建物などの譲渡に係る所得については、上記とは分離して課税（以下、分離課税）しており、所得の内容に応じて税率は一定とされています。たとえば上場株式等の譲渡であれば、所得税の税率は15%（復興特別所得税を除く）です。

そのため所得の内容によっては、支払能力に応じた所得税の負担とならない場合があります。

財務省の「令和5年度 税制改正の解説」には、合計所得金額が1億円を超える高所得者層は、所得の種類のうち分離課税となる所得が所得全体の6割強を占め、これにより所得税の負担率が下がる結果が公表されています。これが「1億円の壁」です。社会保険料の負担を含めると、低所得者層に比べて負担率が低い状況にある点も問題視されました。

このような状況等を踏まえ、税負担の公平性を確保する観点から導入されたのが「ミニмумタックス」です。

ミニмумタックス

(1) ミニмумタックスとは

おおむね平均的な水準として所得が30億円を超える超富裕層を対象に、最低限の負担を求める措置として、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」（通称「ミニмумタックス」）が令和5年度税制改正により導入されました。

具体的には、令和7年分から次の②が①を上回る場合に、差額分を申告納税します。

【算式】

- ① 通常の所得税額
- ② $(\text{合計所得金額}^* - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\%$
(特別控除額)

(※)株式の配当などの申告不要制度を適用した所得も含めて計算しますが、預貯金の利子等「いわゆる源泉分離課税」の対象となる所得の他、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外となるなど、合計所得金額の計算には注意が必要です。

(2) 対象になりそうな方

一般的には所得が30億円を超えると対象となる可能性が高まりますが、上場株式の譲渡のみでは、10億円程度で対象になるともいわれています。次のような取引がある場合には、注意しましょう。

- M&A や持株会社化、相続税納税等のために自社株式の売却がある場合
- 多額の不動産売却がある場合
- 特定口座（源泉徴収あり）での多額の売却や配当収入がある場合

育児休業中の社会保険料 どの月が免除になる？

産後パパ育休（出生時育児休業）が2022年に始まり、男性が育児休業を取得する機会が増えています。男性は女性に比べ、取得する育児休業の期間が短く、社会保険料の徴収を免除する月に注意が必要です。月給と賞与に分けて、社会保険料の免除の注意点を確認します。

月給の場合

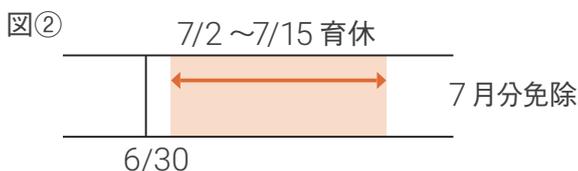
①月をまたいで育児休業を取得した場合

月をまたいで育児休業を取得した場合は、育児休業の取得日数に関わらず、月末に育児休業を取得している月の社会保険料が免除となります（図①参照）。

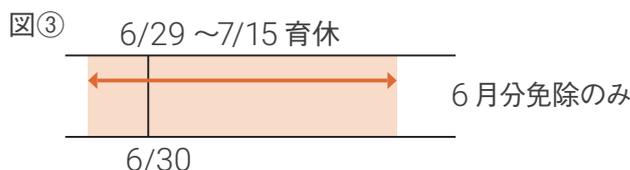


②同月内に14日以上育児休業を取得した場合

育児休業を開始した月に14日以上育児休業を取得し、その月のうちに休業が終了した場合（育児休業の開始日と終了日が同じ月にある場合）は、その月の社会保険料が免除となります（図②参照）。



なお、図③のように、育児休業が月末をまたぐ場合は、終了日が属する月に14日以上育児休業を取得していたとしても、育児休業の終了日が属する月の社会保険料は免除の対象になりません。月末に育児休業を取得している月の社会保険料が免除となります。



賞与の場合

連続した1ヶ月を超える育児休業を取得した場合で、月末に育児休業を取得している月に支給される賞与については、社会保険料が免除されます。

このような社会保険料の免除があっても、賞与を支給した場合には、賞与支払届に記入して届出を行う必要があります。ご注意ください。

令和5年度（2023年度）雇用均等基本調査によると、2021年10月から2022年9月までの1年間に配偶者が出産した男性の育児休業取得率は30.1%と、前年度調査（17.1%）を大きく上回りました。今年4月からは、育児休業をする従業員が受給できる新しい雇用保険の給付金制度（出生後休業支援給付金）も始まり、今後ますます男性の育児休業の取得が増えていくものと思われます。

育児休業に関する法律や制度の改正が続いています。社会保険料の取扱いについても、あわせてご確認ください。

参考：日本年金機構リーフレット「令和4年10月から育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されます。」
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.files/ikukyu-chirashi.pdf>

前年度を上回る賃上げを行う企業の割合

ここでは5月に発表された調査結果*から、2025年度の賃上げに関するデータをみていきます。

36.3%が前年度を上回る

上記調査結果によると、2024年度を上回る賃上げを行う企業の割合は、36.3%でした。

賃上げ方法別の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】2024年度を上回る賃上げを行う企業の割合 (%)

	ベースアップ	定期昇給	賞与等
全規模	36.2	18.9	19.9
大企業	44.3	18.3	24.2
中堅企業	36.3	18.8	21.3
中小企業	24.9	19.8	14.8

財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組」より作成

2024年度を上回る賃上げの方法では、ベースアップがすべての規模で最も高くなりました。中小企業では、賞与等より定期昇給の割合が高くなっています。

賃上げのために重要な条件

企業の持続的な賃上げのために重要な条件をみると、表2のとおりです。売上増加が重要とする業種がほとんどで、製品・サービスの高付加価値化や価格転嫁の進展も高い状況です。

最低賃金引き上げ等への対応もあり、今後も自社の賃上げに必要な取組を続けていくことが欠かせません。

【表2】持続的な賃上げのために重要な条件 (%)

	売上増加	価格転嫁の進展	製品・サービスの高付加価値化	コスト削減	物価の動向	労働市場の動向
製造業	36.5	13.6	27.4	6.9	2.0	6.7
鉄鋼	37.5	16.7	20.8	8.3	0.0	16.7
金属製品	50.0	17.9	25.0	3.6	0.0	3.6
建設	62.1	12.1	12.1	3.4	3.4	6.9
生産用機械器具	41.8	12.7	36.4	5.5	1.8	1.8
電気機械器具	40.0	5.7	34.3	11.4	2.9	5.7
自動車・同附属品	35.1	24.3	24.3	10.8	2.7	2.7
非製造業	53.9	8.0	14.5	8.2	3.7	6.8
陸運	39.1	34.8	8.7	4.3	0.0	13.0
飲食サービス	70.0	5.0	10.0	5.0	10.0	0.0
宿泊	63.2	10.5	12.3	1.8	5.3	7.0
不動産	63.6	4.5	18.2	4.5	0.0	9.1
小売	62.5	3.6	14.2	11.1	2.8	5.9
娯楽	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組」より作成

*財務省「足下の賃上げ動向と持続的な賃金上昇に向けた地域企業の取組（特別調査）」

各財務局が従来から継続的にヒアリングを実施している全国計1,050社の企業等を対象に、2025年3月上旬～4月上旬に行われた調査です。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金1億円未満をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/kannai/202501/index.html

中小企業の経営計画策定状況

4月末に2025年版中小企業白書が発表されました。ここではその中から、中小企業の経営計画の策定状況などについてご紹介します。

5割が経営計画を策定

上記白書掲載の調査結果*によると、経営計画を策定している企業は51.1%ありました。他方、今後策定する予定が26.6%、策定予定はないが22.3%でした。

経営計画の計画期間は、1年超～3年以内が38.2%で最も高く、3年超～5年以内が34.0%となっています。

経営計画の策定目的では、業績の向上が最も高く35.1%、経営状況の把握が33.2%で続いています。

策定しない理由は時間

次に経営計画を策定していない理由をまとめると、表1のとおりです。

【表1】経営計画を策定しない理由（複数回答、%）

時間的余裕がないため	37.5
事業環境変化が激しく、先が見通せないため	26.4
必要性を感じないため	21.8
どのように作成して良いか分からないため	17.8
策定のきっかけがないため	17.7
業績向上への効果を感じないため	8.0
近々廃業を考えているため	1.3
その他	3.8
特になし	9.0

2025年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」より作成

時間的余裕がないためが37.5%、事業環境変化が激しく、先が見通せないためが26.4%

となりました。必要性を感じないとする回答も21.8%と、3番目に高くなりました。

経営状況の把握が実現

経営計画を策定した中小企業における、経営計画策定によって実現できたことをまとめると、表2のとおりです。

【表2】経営計画策定で実現できたこと（複数回答、%）

経営状況の把握	56.5
自社の強みや弱みの理解	39.1
業績の向上	33.2
補助金の獲得	14.4
融資の獲得	13.7
取引先への共有	4.3
その他	2.7
特になし	2.5

2025年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」より作成

経営状況の把握が56.5%で最も高くなりました。次いで自社の強みや弱みの理解が39.1%、業績の向上が33.2%と、いずれも3割を超えました。

経営計画の策定には、まず現状把握が欠かせません。次に経営に関する様々な数字を基にした計画を実行し、振り返りを行うことで、自社の経営状況の把握、強みや弱み、経営環境の変化などが見えるようになります。変化などへの対応策を講じていくことが、業績の向上にもつながっていくのでしょうか。

*中小企業庁 2025年版中小企業白書掲載（株）帝国データバンク「令和6年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」

2024年11月～12月に、全国75,000者の事業者等を対象に実施したWebアンケート調査です。詳細は次のURLのページの第2部第1章から確認いただけます。https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2025/PDF/chusho.html

夏季休暇がある場合は、事前取引先にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

01 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

02 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1日から3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

03 国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請

保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定されます。

04 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月から6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。

05 熱中症対策

この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。6月からは、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や、重篤化を防ぐために必要な対応を取ることが会社に義務づけられました。具体的な熱中症対策について、厚生労働省や総務省消防庁、環境省の情報も参考にして対策を行いましょう。

06 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握しておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策 → 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→ 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握 → 緊急連絡に備えておきましょう。

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出期限があります。期限に遅れないよう、余裕をもって進めましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	火	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始 ●令和7年度全国安全週間（～7月7日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）
2	水	先勝	
3	木	友引	
4	金	先負	
5	土	仏滅	
6	日	大安	
7	月	赤口	小暑
8	火	先勝	
9	水	友引	
10	木	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限（1月～6月分） ●労働保険の年度更新期限（6月2日～） ●社会保険の算定基礎届の提出期限
11	金	仏滅	
12	土	大安	
13	日	赤口	
14	月	先勝	
15	火	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の予定納税額の減額申請期限 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限
16	水	先負	
17	木	仏滅	
18	金	大安	
19	土	赤口	
20	日	先勝	
21	月	友引	海の日
22	火	先負	大暑
23	水	仏滅	
24	木	大安	
25	金	赤口	
26	土	先勝	
27	日	友引	
28	月	先負	
29	火	仏滅	
30	水	大安	
31	木	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（6月分） ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未滿の4月～6月の労災事故について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●所得税の予定納税納期限（第1期分）